## 日野町農業委員会委員 が決まりました!

7月19日(水)で任期満了となった日野町農業委員会委員(以下「農業委員」という)について、新たに15名が任命されました。

7月20日(木)に日野町長から各農業委員に任命書が交付され、同日に開催された第1回日野町農業委員会総会において会長に加納文弘委員、副会長に福井美智子委員が選出されました。

また、遊休農地の発生防止や担い手への農地集積を進めるため、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という)も委嘱されました。

農業委員と推進委員は、地域の方々からの農業・農地・農村に関する声をくみ上げ、農政に反映させるため、地域農業の相談役として活動されます。

今後3年間、農業委員と推進委員の皆さんには日野町の農業振興にご活躍いただきます。







任命書交付式

加納文弘 会長

福井美智子 副会長

#### 第25期 日野町農業委員会委員名簿および担当地区表(任期:令和5年7月20日~令和8年7月19日)

	氏	名		住 所	担当区域	担当地区	期数
髙	倒	忠	司	中山西	必佐	中山西・中山東・猫田・十禅師	新
北	岡	寅	吉	蔵王	西大路	蔵王・平子・熊野・西明寺・北畑	新
井	上	順	子	原	東桜谷	原·杉	2期目
北	村	正	行	三十坪下	必佐	三十坪・小御門・内池西・内池東・里口	新
岸	村	達	也	上駒月	南比都佐	上駒月・別所・上迫・下迫	新
池	$\blacksquare$		香	西大路3区	西大路	西大路・仁本木・音羽	2期目
坪	倉	清		増田	必佐	増田・石原・小谷・山本	2期目
中	嶋	庄	_	佐久良	東桜谷	佐久良・奥之池・中之郷・鳥居平	新
面	河	正	樹	蓮花寺	西桜谷	安部居・中在寺・北脇・蓮花寺・野出	新
大	杉	惠	_	松尾3区	日野	大谷・松尾・河原・村井・大窪	3期目
岡	嵜	米	夫	鎌掛3区	鎌掛	鎌掛1~6区	新
奥	村	初	代	下駒月	南比都佐	下駒月・深山口・清田	新
門	谷	幸	夫	上野田下	日野	上野田・日田・木津・小井口・寺尻	新
福	井	美智子		豊田5区	必佐	豊田・徳谷	2期目
加	納	文	34	川原	東桜谷	川原・杣・小野・奥師	3期目

## 農業委員の主な活動内容

- ・農地法等各種法令に基づく許認可案件の現地確認、総会での審議、承認
- ・定期的な農地パトロールの実施、農地の適正利用の促進と違反転用の実態把握、是正指導
- ・関係行政機関等に対する農地利用の最適化の意見書の作成
- ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成
- ・地域農業・農村振興政策に関する調査、研究
- ・特産農産物の振興と食育・地産地消の推進
- ・農業委員会業務の周知、普及拡大のための広報発行

#### 第25期 日野町農地利用最適化推進委員名簿及び担当地区表(任期:令和5年7月20日~令和8年7月19日)

					~~:		<b>-</b> ,
	氏	名		住 所	担当区域	担当地区	期数
小	$\blacksquare$	金	治	小井口	日野	村井・小井口・寺尻・木津	新
石	井	宏	和	上野田下	日野	上野田・大谷・日田	新
髙	井	晴 -	- 郎	松尾1区	日野	大窪・河原・松尾	新
横	Ш	康	34	杉	東桜谷	原・川原・杉・杣	2期目
森	岡	市	蔵	小野	東桜谷	小野・奥師・中之郷	2期目
小	森		守	奥之池	東桜谷	鳥居平・佐久良・奥之池	新
JII	原	久	志	安部居	西桜谷	安部居・中在寺・北脇	新
谷			登	野出	西桜谷	蓮花寺・野出	新
平	岡	喜雨		仁本木	西大路	仁本木・蔵王・平子・熊野	新
森		高	志	音羽	西大路	音羽・北畑・西明寺	新
木	$\Box$	光	夫	西大路1区	西大路	西大路	2期目
岡		静		鎌掛5区	鎌掛	鎌掛	新
中	西		明	下駒月	南比都佐	上駒月・下駒月・深山□	新
岡	$\blacksquare$	重	昭	上迫	南比都佐	上迫・下迫・清田・別所	新
谷			博	内池東	必佐	内池西・内池東・里口	新
椙	原	浩	之	山本	必佐	三十坪上・三十坪下・山本・小御門	新
久	村	重	次	十禅師	必佐	猫田・十禅師	2期目
北	Ш	幸	治	小谷	必佐	小谷・石原・増田	2期目
中	井	良	久	豊田2区	必佐	豊田	新
岡	本	正	_	中山東	必佐	中山西・中山東・徳谷	新

## 推進委員の主な活動内容

- 農地法等各種法令に基づく許認可案件の現 地確認、意見
- ・農地パトロールによる利用状況調査、利用 意向調査の実施
- ・遊休農地の発生防止・解消の促進、非農地判断の推進
- ・農地の出し手・受け手との利用調整、農地中間管理事業 の活用促進
- ・地域計画など、集落における農業者等の話し合いの推進

◆問い合わせ先 日野町農業委員会事務局(農林課内) **2** 0748-52-6563

譲与税を活用しています。

※予算がなくなり次第終了となります。

この補助金には森林環境

上限9万円

用ください。

困りの団体は積極的にご活

伐採後の竹木の処分にお

助します。

際に要する経費の一部を補

保険料

操作指導員人件費

に、竹木破砕機を賃借する

物として排出した場合 粉砕した竹木を廃棄

助の対象外となります。 てはお問い合わせくだ や、販売する場合は補 その他、 詳細につい

♥問い合わせ先

農林振興担当

7

0748-52-6563

## 注意事項

て有効活用してくださ 土壌改良材などとし



# 申請に必要な書類

実施個所の位置図/写真など 収支予算書/見積書の写し 交付申請書/事業計画書

【補助率】 切捨て) 補助対象経費の3分の2以内(千円未満

## (補助対象者)

補助対象経費 納入・引取料 竹木破砕機の賃借料

採後の竹木を処理するため

の有効活用を図るため、

伐

促進や災害防止、

森林資源

町では、里山などの整備

# 自治会など

# 竹木破砕機利用費補助金について